

安中地域災害医療対応マニュアル

(事務局) 群馬県安中保健福祉事務所

令和 7 年 7 月改訂版

第 1	基本的事項	
1	本マニュアルの目的	1
2	本マニュアルの位置づけ	1
3	本マニュアルの利用について	1
4	安中地域の災害医療体制	1
5	災害医療対応の基準	2
第 2	安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）	
1	フェーズ毎の主な対応	3
2	初動期・急性期（発災～48 時間程度）の対応	4
3	亜急性期～慢性期（発災 48 時間程度以降）の対応	13
4	局地災害の対応	16
第 3	各機関における災害発生時の対応（各機関の動き）	
	地域災害医療コーディネーター	17
	安中保健福祉事務所	18
	安中市健康づくり課	19
	安中市医師会	20
	安中碓氷歯科医師会	21
	安中市薬剤師会	22
	安中市柔道整復師会	23
	安中市内病院	24
第 4	様式集	25
第 5	災害発生に備えて（平時の対応）	36
第 6	資料編	
	関係機関連絡先一覧	37
	安中市概況図	38
	高崎・安中地域概況図	39
	安中市指定避難所一覧	40
	群馬県地域災害医療対策指針	42

第 1	基本的事項	
1	本マニュアルの目的	1
2	本マニュアルの位置づけ	1
3	本マニュアルの利用について	1
4	安中地域の災害医療体制	1
5	災害医療対応の基準	2
第 2	安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）	
1	フェーズ毎の主な対応	3
2	初動期・急性期（発災～48 時間程度）の対応	4
3	亜急性期～慢性期（発災 48 時間程度以降）の対応	13
4	局地災害の対応	16
第 3	各機関における災害発生時の対応（各機関の動き）	
	地域災害医療コーディネーター	17
	安中保健福祉事務所	18
	安中市健康づくり課	19
	安中市医師会	20
	安中碓氷歯科医師会	21
	安中市薬剤師会	22
	安中市柔道整復師会	23
	安中市内病院	24
第 4	様式集	25
第 5	災害発生に備えて（平時の対応）	36
第 6	資料編	
	関係機関連絡先一覧	37
	安中市概況図	38
	高崎・安中地域概況図	39
	安中市指定避難所一覧	40
	群馬県地域災害医療対策指針	42

第1 基本的事項

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、安中地域において大規模災害等により多数傷病者が発生した際に、当地域の災害医療に係る関係機関が連携し、効果的な医療救護活動を実施するため、連携方法、各関係機関の役割等を定めるものである。

2 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、「群馬県災害時保健医療福祉活動指針」及び「群馬県地域災害医療対策指針」に順じて、これを補完し、主に急性期について、安中地域における災害医療活動の基本的な指針、手順等を定める。また、「群馬県地域防災計画」及び「安中市地域防災計画」の救助・救急、医療活動に係る部分と整合性を図るものとする。

なお、本マニュアルの内容については、随時、高崎・安中地域災害医療対策会議等において内容の検証を行い、必要に応じて改訂を行うものとする。

3 本マニュアルの利用について

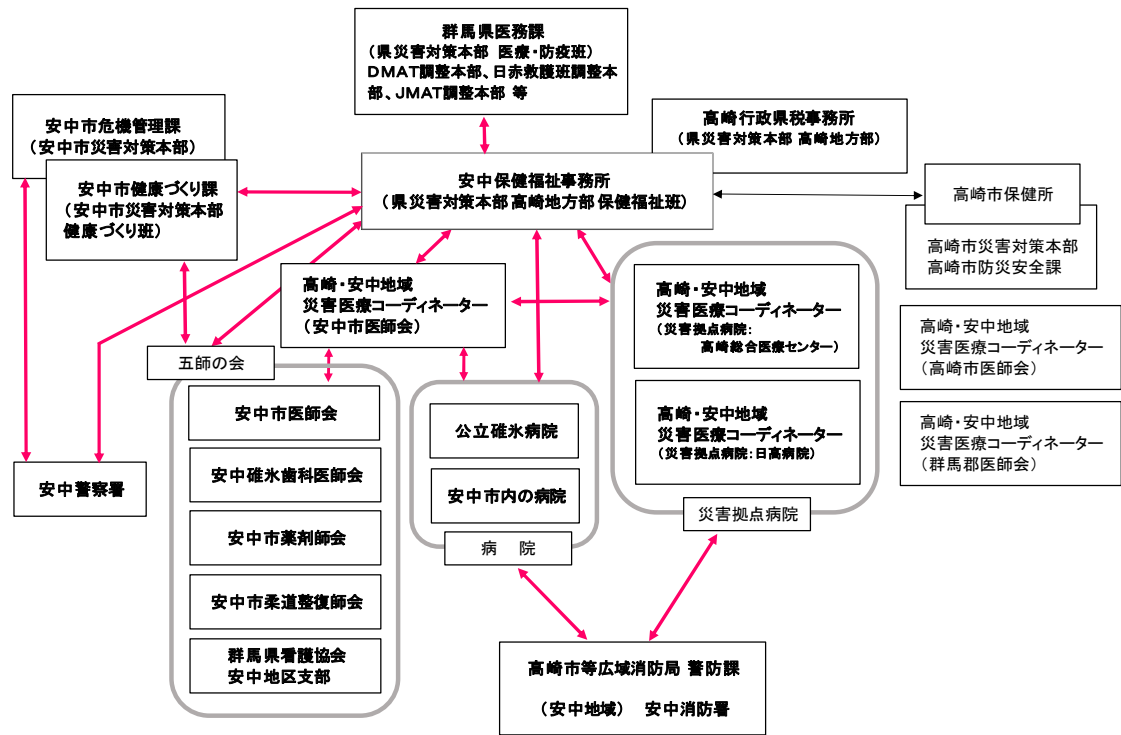
「第2 安中地域の災害発生時の対応」で地域全体の動きをまとめ、「第3 各機関ごとの対応」では、第2の動きを各機関ごとにまとめ、「アクションカード」としての活用を想定している。また、「第4 様式集」では、主に関係機関相互の情報伝達のために使用する様式を掲載しているが、各機関、その他法令等で定めている様式の使用を妨げるものではない。

4 安中地域の災害医療体制

安中地域の災害医療体制は、図1（P. 2）のとおり災害医療関係機関が相互に連携して構築するものとし、二次保健医療圏を同一とする高崎地域との連携により、広域的な災害医療対応を行うものとする。

なお、安中保健福祉事務所は、安中地域の災害医療対応に係る情報集約及び関係機関の連携の拠点としての役割を担うものとし、地域内に派遣された医療チームの受入・派遣調整を行う。また、安中保健福祉事務所が被災により機能しない場合は、群馬県医務課が直接これらの対応を行うものとする。

【図1 安中地域の災害医療体制】



5 災害医療対応の基準

安中地域の災害医療関係機関は、次表の基準により本マニュアルに定める対応を開始するものとする。

【表1 災害医療対応の基準】

災害種別等		対応の開始
地震		
	安中市で震度6弱以上の地震を観測した時	自発的に対応を開始
	地震により安中市内で多数傷病者が発生、または発生する恐れがある時	
	その他、安中市長、安中保健福祉事務所長、高崎・安中地域災害医療コーディネーターが協議し、対応が必要と判断した時	対応開始の連絡を受けた時
火山噴火、豪雨、洪水、崖崩れ等の異常な自然現象、大規模な事故等の人的災害 等		
	安中市内で多数傷病者が発生、または発生する恐れがある時	自発的に対応を開始
	その他、安中市長、安中保健福祉事務所長、高崎・安中地域災害医療コーディネーターが協議し、対応が必要と判断した時	
		対応開始の連絡を受けた時

※ 群馬県の自主登庁基準により、群馬県職員は、震度5弱以上の地震発生で段階的に自主登庁する。

※ 震度5弱で、群馬県医務課がE M I Sを災害モードに切り替え、病院が被災状況を入力する。

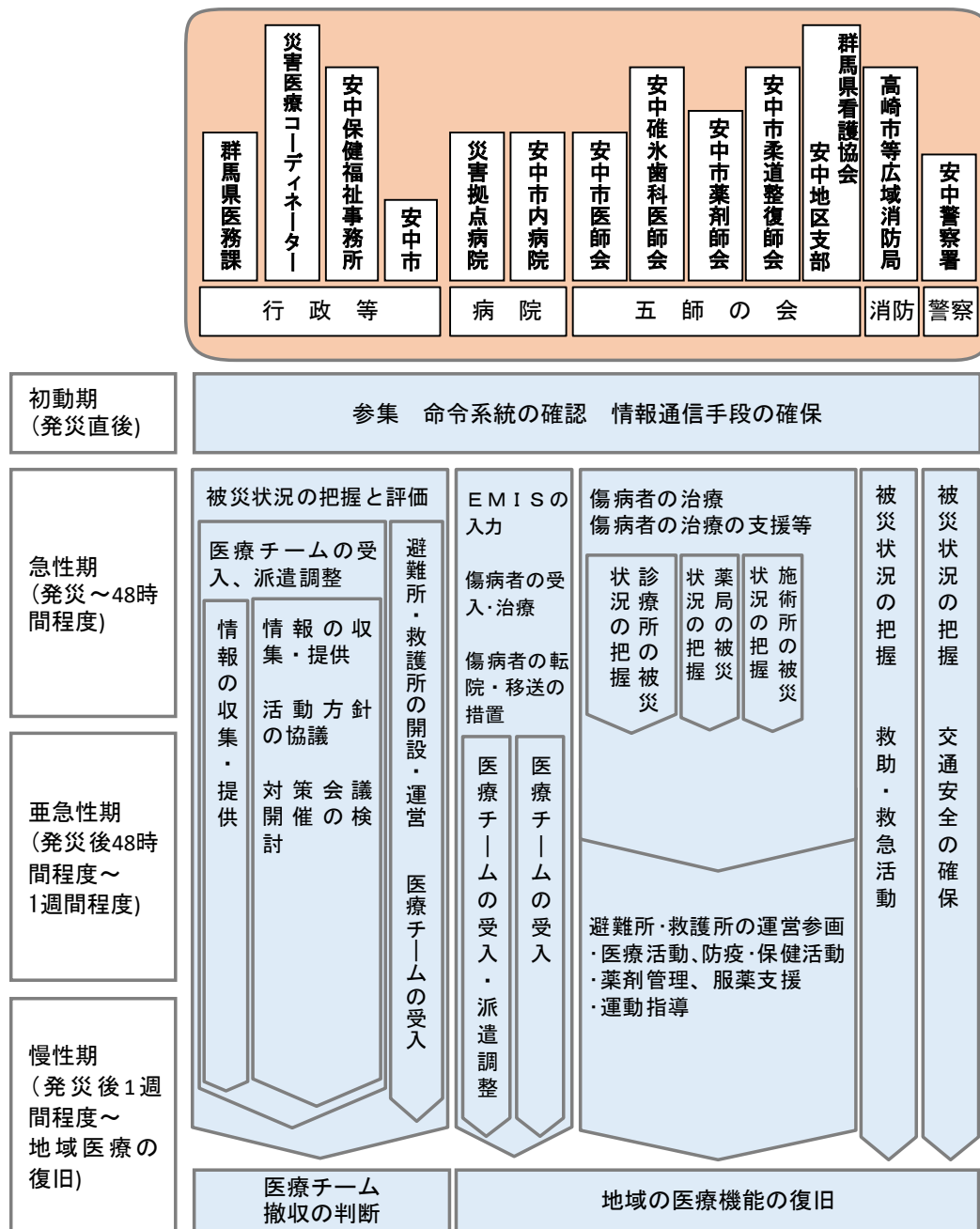
第2 安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）

1 フェーズ毎の主な対応

フェーズ毎の主な対応は次の図に示すとおりとする。

なお、災害規模や被災状況によって、各フェーズの移行時期や必要な対応は異なるため、状況に応じた対応を重層的に行う必要がある。

【図2 フェーズ毎の主な対応】



2 初動期・急性期（発災～48時間程度）の対応

（1）参集及び命令系統の確認

だれが

全機関

何をする

参集・命令系統の確認・人員確保

表1（P. 2）の基準により対応を開始する場合の参集場所は、各機関ごとに次のとおりとする。

参集後、各機関は職員、会員等の安否確認、命令系統の確認と情報ルートの整理を行い、必要な人員の確保に努めることとする。

【表2 機関別参集場所】 ※ 医師会等の団体は、会長及び事務局職員または会員

機 関 名	参 集 場 所		
	第1順位	第2順位	第3順位
災害医療コーディネーター （安中市医師会）	安中保健 福祉事務所	安中市医師会館	勤務する場所
安中市医師会	各会員が勤務する場所（事務局職員は安中市医師会館）		
安中碓氷歯科医師会	各会員が勤務する場所		
安中市薬剤師会	各会員が勤務する場所		
安中市柔道整復師会	各会員が勤務する場所		
群馬県看護協会 安中地区支部	各会員が勤務する場所		
安中市内の病院	各病院		
安中市健康づくり課	安中市役所本庁	安中市役所 松井田支所	
安中保健福祉事務所	安中保健 福祉事務所	安中市医師会館	群馬県 高崎合同庁舎
災害医療コーディネーター （災害拠点病院： 高崎総合医療センター）	高崎総合 医療センター		
災害医療コーディネーター （災害拠点病院：日高病院）	日高病院		
高崎市等広域消防局 （安中消防署）	消防局及び各消防署等		

（2）情報通信手段の確保

だれが 全機関 **何をする** 情報通信手段の確保

各機関は、（1）で定めた場所に参加後、関係機関の連絡先名簿を参照し、できる限り多くの情報通信手段を確保する。

【表3 情報通信手段の種類】

☐ 固定電話 (災害時優先電話等)	☐ F A X	☐ 携帯電話（通話）
☐ 携帯電話（メール）	☐ パソコン (インターネット、メール)	☐ パソコン (広域災害救急医療情報システム「E M I S」* ₁)
☐ パソコン (群馬県統合型医療情報システム* ₂)	☐ 衛星携帯電話	☐ リエゾン（現地情報連絡員）の派遣

※ その他、テレビ、ラジオ等から情報収集を行うものとする。

*1 このマニュアルでは、「E M I S」という。

*2 このマニュアルでは、「統合型」という。

（3）災害医療対応に必要な情報の収集と伝達・共有

だれが 全機関 **何をする** 情報収集・情報伝達

各機関は、使用可能な情報通信手段を駆使し、表4により災害医療対応に必要な情報を収集し、図3（P. 7）により情報の伝達を行う。

第2 安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）
2 初動期・急性期（発災～48時間程度）の対応

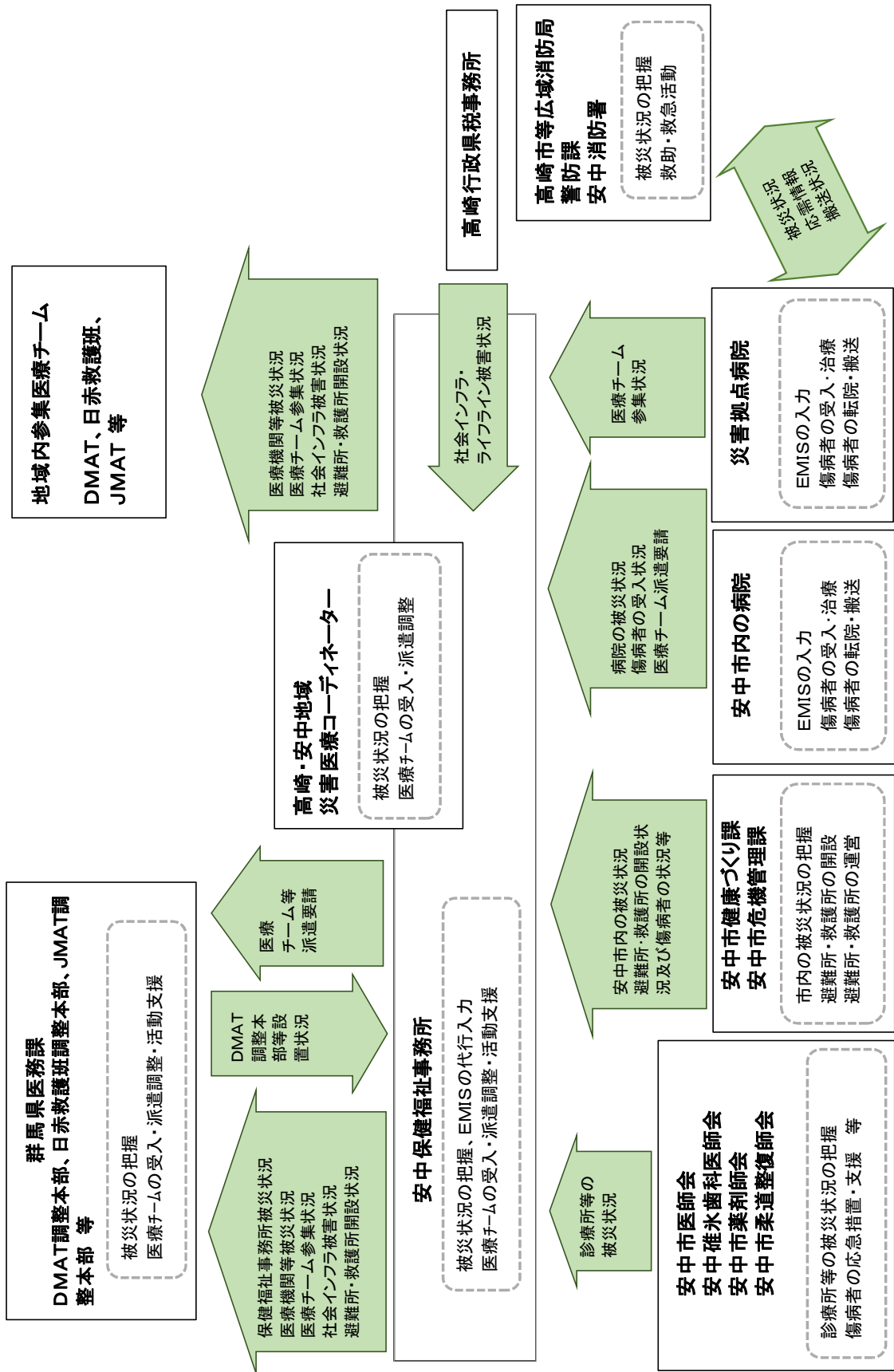
【表4 災害医療対応に必要な情報】

情報の種類		主に情報を所有または 収集する機関等	情報共有の 手段・様式
関係機関の参集状況、被災状況		各関係機関	様式1
群馬県及び安中市の災害対策本部の設置状況		県) 群馬県医務課 市) 安中市	様式3
医療機関等の被災状況			
	病院の被災状況	各病院（EMIS入力） 群馬県医務課 安中保健福祉事務所	EMIS 様式2
	診療所の被災状況	安中市医師会 安中碓氷歯科医師会	様式1
	薬局の被災状況	安中市薬剤師会	様式1
	施術所の被災状況	安中市柔道整復師会	様式1
傷病者等の発生状況		高崎市等広域消防局 医療機関	EMIS 統合型
避難所・救護所の設置状況		安中市 病院 高崎市等広域消防局	EMIS 統合型 様式4、5
避難所・救護所の傷病者の状況等(医療ニーズ)		安中市 各医療チーム（EMIS 入力） 高崎市等広域消防局	EMIS 統合型 様式4、6
DMAT その他医療チームの活動拠点の設置 状況、当地域内への参集状況、活動状況等		各医療チーム（EMIS 入力） 群馬県医務課 安中保健福祉事務所 地域災害医療コーディネーター 災害拠点病院	EMIS 統合型 様式7
社会インフラ及びライフライン（道路、橋、電 気、上下水道、ガス、屎尿処理、電話等）の被害 状況		県及び市の災害対策本部 高崎行政県税事務所 安中警察署 各事業者	安中市・高 崎市HP、 メール配信サ ービス 事業者HP 等
危険情報（火災、二次被害等）		県及び市の災害対策本部 高崎行政県税事務所 高崎市等広域消防局 安中警察署	安中市・高 崎市メール配 信サービス 等

※ 震度5弱で、群馬県医務課がEMISを災害モードに切り替え、病院が被災状況を入力する。

第2 安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）
2 初期期・急性期（発災～48時間程度）の対応

【図3 情報伝達の流れ】



（4）安中地域における災害医療対応方針の協議

だれが

安中保健福祉事務所、地域災害医療コーディネーター、
群馬県医務課

何をする

情報の集約・対応方針の協議

安中保健福祉事務所は群馬県医務課、安中市、高崎行政県税事務所と連携し、安中地域の病院・診療所・薬局等の被災状況、避難所・救護所の設置状況及び医療ニーズ、道路・橋等の社会インフラの被害状況等を集約し、地域災害医療コーディネーターに報告するとともに、医療チームの派遣要請、配置調整、安中市内の病院への支援、医薬品・医療資機材の調達等、急性期の災害医療対応方針について協議する。

（5）医療チームの受入・配置調整と活動支援

だれが

安中保健福祉事務所、地域災害医療コーディネーター、
災害拠点病院、病院、安中市、群馬県医務課

何をする

医療チームの受入・配置調整・派遣要請、医療チームの活動支援

① 安中地域における医療チームの受入・配置調整

急性期における医療チームの受入・配置調整は群馬県医務課が行うが、安中地域に直接参集した医療チームについては、安中保健福祉事務所が地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院、安中市内病院等の協力を得て参集した医療チームの情報を集約・共有し、群馬県医務課に報告の上、医療チームの受入・配置調整について協議を行う。

また、安中地域に配置された医療チームの活動拠点・活動状況については、安中保健福祉事務所及び群馬県医務課が地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院と協力し、EMIS、群馬県統合型医療情報システム等を利用して、常に把握するものとする。

② 各医療拠点における医療チームの受入・派遣要請

病院、診療所、救護所、避難所等、傷病者の医療拠点となった施設等（以下、「医療拠点」という。）は、受け入れた医療チームの情報を様式7により、安中保健福祉事務所へ情報提供する。

また、各医療拠点は、医療チームの派遣が必要と判断される場合は、様式2，4，6により医療チームの派遣要請を行う。なお、病院は、インターネットが使用可能な環境にある場合は、EMISへの入力により医療チームの派遣要請を行う。

③ 医療チームの活動支援

安中保健福祉事務所は群馬県医務課と連携し、医療チームの活動拠点及び連絡先を把握し、医療チームに必要な情報（P. 6 表4）を提供するなど、医療チームの活動を支援する。

（6）傷病者の受入・治療等（地域で行う人命救助活動）

だれが

災害拠点病院、安中市内病院、安中市五師の会

何をする

傷病者の受入・治療等

① 災害拠点病院の役割

災害拠点病院は、被災地からの傷病者の受入拠点として、病院前救護所を設置して搬送された傷病者のトリアージを行い、重症者の受入・治療を行うとともに、必要に応じて、他の医療機関、高崎市等広域消防局と連携して軽症者等の搬送を行う。

また、自院の対応能力を超えた多数の重症者が搬送された場合は、素早く域外への搬送を行う。

あわせて、DMAT等医療チームの受入準備を行う。

② 安中市内病院の役割

安中市内の病院は、病院前救護所を設置して搬送された傷病者のトリアージを行い、中等症・重傷者の受入・治療を行うとともに、必要に応じて、災害拠点病院、高崎市等広域消防局と連携して重傷者等の搬送を行う。また、可能な範囲で軽傷者の応急措置を実施する。

あわせて、DMAT等医療チームの受入準備を行う。

③ 安中市医師会の役割（医科診療所・医師の役割）

診療が可能な診療所は、来院した軽傷者の応急措置を行うとともに、相互に連携して軽傷者の受入調整を行う。また、必要に応じて、災害拠点病院、安中市内の病院、高崎市等広域消防局と連携して中等症・重傷者等の搬送を行う。

第2 安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）
2 初動期・急性期（発災～48時間程度）の対応

診療所が被災し自院での軽傷者の受入が困難な診療所については、地域災害医療コーディネーター、安中保健福祉事務所と連携し、群馬県医務課と協議の上、安中市内の病院等へ医師の派遣を行う。

④ 安中市歯科医師会の役割（歯科診療所・歯科医師の役割）

診療が可能な診療所は、来院した軽傷者の応急措置を行うとともに、相互に連携して軽傷者の受入調整を行う。また、必要に応じて、災害拠点病院、安中市内の病院、高崎市等広域消防局と連携して中等症・重傷者等の搬送を行う。

診療所が被災し自院での軽傷者の受入が困難な診療所については、地域災害医療コーディネーター、安中保健福祉事務所と連携し、群馬県医務課と協議の上、安中市内の病院等へ歯科医師の派遣を行う。

⑤ 安中市薬剤師会の役割（薬局・薬剤師の役割）

営業が可能な薬局は、通常の処方せん受付を行う。

また、薬剤師会において、医薬品の在庫状況、医薬品の流通状況を把握し医薬品供給の見通しを協議するとともに、災害時に必要な医薬品の手配を行うとともに、地域災害医療コーディネーター、安中保健福祉事務所、安中市内の医療機関と連携し、群馬県医務課と協議の上、必要な医薬品の供給を行う。

⑥ 群馬県看護協会安中地区支部の役割

各会員が所属する医療機関等において災害時の対応を行う。

⑦ 安中市柔道整復師会の役割（施術所・柔道整復師の役割）

施術所に来所した軽傷者の応急措置を行うとともに、地域災害医療コーディネーター、安中保健福祉事務所と連携し、群馬県医務課と協議の上、安中市内の医療拠点等において医師の指示の下、応急措置を行う。

（7）救護所・避難所における医薬品等の調達方法

救護所・避難所における災害医療活動において医薬品等の不足が生じる場合は、「医薬品等の供給、管理等に関する要領」様式ー1により安中市が群馬県薬務課（直接連絡が困難な場合は安中保健福祉事務所）あて供給要請を行う。

（8）高崎・安中地域災害医療対策会議の開催

だれが

安中保健福祉事務所、地域災害医療コーディネーター、
群馬県医務課

何をする

地域災害医療対策会議等の開催

① 高崎・安中地域災害医療対策会議の開催

安中保健福祉事務所は高崎市保健所と連携し、高崎・安中地域の医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等の情報を関係機関等で共有するため、地域災害医療コーディネーターと協議の上、高崎・安中地域災害医療対策会議が開催できる状況になり次第、関係機関に連絡を行い（様式8）、速やかに対面（高崎市総合保健センター）またはリモート（会議システムを活用）で会議を開催する。なお、急性期に会議を開催することが困難な場合は、亜急性期以降、可及的速やかに開催するものとし、開催できるまでの間は関係機関と情報共有を図るものとする。

開催時期	発災後48時間以内に第1回目を開催する。（目標） その後、災害収束まで随時開催する。
開催場所	高崎市総合保健センターまたはリモート会議
会議の招集者	安中保健福祉事務所、高崎市保健所
参加者	高崎安中地域災害医療対策会議関係機関の代表 （構成員、災害拠点病院、五師会、その他）
会議の進行	行政（事務局）、地域災害医療コーディネーター、構成員 ※状況に応じて判断
内容	情報共有 ・管内の被災状況 ・構成員、医療機関の被害状況（安否確認） ・支援状況 ・その他 支援調整 ・災害支援の状況確認→外部支援の調整 ・地域医療体制の確保→相互支援の調整
議事資料様式	様式9により作成

② 安中地域災害医療連絡会議の開催

災害により高崎地域と安中地域が分断されるなど、高崎・安中地域災害医療対策会議の開催が困難な場合、または必要に応じて、安中保健福祉事務所は地域災害医療コーディネーター（安中市医師会）と協議の上、「4 安中地域の災害医療体制」で示した関係機関に連絡を行い（様式8）、安中地域災害医療連絡会議を安中保健福祉事務所で開催して、安中地域の医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等の情報を関係機関等で共有するとともに、地域内に派遣された医療チームと情報の共有を行う。

なお、高崎市保健所及び地域災害医療コーディネーターと連携して、高崎地域及び安中地域の情報共有を行い、高崎・安中地域災害医療対策会議が開催できる状況になり次第、関係機関に連絡を行い、速やかに開催する。

③ 群馬県医務課との情報共有

安中保健福祉事務所は、高崎・安中地域災害医療対策会議及び安中地域災害医療連絡会議の活動状況について群馬県医務課に情報提供する。また、群馬県医務課は医療・防疫班の活動状況を安中保健福祉事務所へ情報提供する。

3 亜急性期～慢性期（発災48時間程度以降）の対応

（1）災害医療対応に必要な情報の収集と伝達・共有

だれが 全機関 **何をする** 情報収集・情報伝達

関係機関は、引き続き、災害医療対応に必要な情報（p. 6 表4）を収集し、情報の伝達（p. 7 図3）を行う。

（2）安中地域における災害医療対応方針の協議

だれが 安中保健福祉事務所、地域災害医療コーディネーター、群馬県医務課

何をする 情報の集約・対応方針の協議

安中保健福祉事務所は群馬県医務課、安中市、高崎行政県税事務所と連携し、安中地域の病院・診療所・薬局等の開業状況、避難所・救護所の開設状況及び医療ニーズ、医療チームの活動状況、道路・橋等の社会インフラの復旧状況等を集約し、地域災害医療コーディネーターに報告するとともに、医療支援が不足している医療拠点への医療チームの配置調整、医薬品・医療資機材の調達、医療機関の医療機能復旧のための支援等、対応方針について協議する。

また、慢性期に入り、地域の医療機関の医療機能の復旧が確認できた場合は、避難所・救護所等の医療ニーズ等を総合的に勘案し、医療チームの撤収について協議する。

（3）医療チームの受入・配置調整・活動支援と医療チームの撤収

だれが 安中保健福祉事務所、地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院、病院、安中市、群馬県医務課

何をする 医療チームの受入・配置調整・派遣要請、医療チームの活動支援、医療チームの撤収

① 安中地域における医療チームの受入・配置調整

第2 安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）
3 亜急性期～慢性期（発災48時間程度以降）の動き

亜急性期以降においては、安中保健福祉事務所が地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院の協力を得て、安中地域に派遣された医療チームの受入・配置調整を行う。

また、安中地域に配置された医療チームの活動拠点・活動状況については、安中保健福祉事務所及び群馬県医務課が地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院と協力し、EMIS、群馬県統合型医療情報システム等を利用して、常に把握するものとする。

② 各医療拠点における医療チームの受入・派遣要請

各医療拠点は、受け入れた医療チームの情報を様式7により、安中保健福祉事務所へ情報提供する。

また、各医療拠点は、医療チームの派遣が必要と判断される場合は、様式2，4，6により医療チームの派遣要請を行う。なお、病院は、インターネットが使用可能な環境にある場合は、EMISへの入力により医療チームの派遣要請を行う。

③ 医療チームの活動支援

安中保健福祉事務所は群馬県医務課と連携し、医療チームの活動拠点及び連絡先を把握し、医療チームに必要な情報（P. 6 表4）を提供するなど、医療チームの活動を支援するとともに、医療チームの交替に際し、円滑な引継ができるよう調整を行う。

また、医療チームは自律的な活動を原則とするが、派遣が長期間にわたる場合には、必要に応じて、安中保健福祉事務所は医薬品や医療資機材の供給等の支援の調整を行う。

④ 医療チームの撤収

安中保健福祉事務所は、医師会等を通じ地域の医療機関の機能回復状況を調査し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、医療・防疫班に設置された各チームの調整本部と調整し、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームの撤収を決定する。

なお、医療チームの撤収の決定にあたっては、地域の医療機関の機能回復状況、避難所等地域の医療ニーズ、医療チームの撤収が地域の医療機関に与える影響等を考慮する。

（4）傷病者の受入・治療等（地域で行う人命救助活動）、医療機能の復旧

だれが

災害拠点病院、安中市内病院、安中市五師の会

何をする

傷病者の受入・治療等、医療機能の復旧

第2 安中地域における災害発生時の対応（地域の動き）
3 亜急性期～慢性期（発災48時間程度以降）の対応

災害拠点病院、安中市内の病院、診療所、薬局、施術所は、急性期に引き続き傷病者の受入・治療等を行うとともに、安中市が設置した避難所・救護所における公衆衛生対策、感染症対策、健康管理支援等に協力するものとする。

また、DMAT等医療チーム撤収後の通常の医療活動等の復旧に向けた準備を行う。

（5）避難所等のアセスメント

避難所・救護所（以下、この項において「避難所等」という。）の医療ニーズの把握は原則として安中市が実施することとし、安中市が被災により調査活動ができない場合には、安中保健福祉事務所が安中地域に派遣される医療チーム等の協力を得て避難所等の調査を行う。なお、安中保健福祉事務所が被災により調査活動ができない場合には、群馬県医務課が調査を行う。

避難所等の医療ニーズは「避難所アセスメントシート」等により調査を行い、安中保健福祉事務所等は調査結果を取りまとめ、高崎・安中地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、管轄区域内の避難所等で活動する全ての医療チームと情報共有を図る。

（6）医療チーム撤収後の対応

だれが 安中保健福祉事務所、地域災害医療コーディネーター

何をする 医療チーム撤収後の地域医療の確保

医療チーム撤収後、通常の地域の医療体制に復帰するまでの間、安中保健福祉事務所は、高崎・安中地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域において必要とされる医療が確保されるよう調整を図る。

4 局地災害の対応

局地災害発生時には、DMA Tについては「県内局所災害発生時における群馬DMA T派遣要請マニュアル」に基づき対応するほか、次のとおり対応するものとする。

（1）地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び機関災害拠点病院と連携して、多数傷病者の搬送先の調整を行う。

（2）高崎・安中地域災害医療対策会議の役割

安中保健福祉事務所は必要に応じて高崎・安中地域災害医療対策会議を開催するものとし、会議を開催することが困難な場合には、電話、電子メール等により会議を構成する関係機関と情報共有を図る。

高崎・安中地域災害医療対策会議を構成する関係機関は地域災害医療コーディネーターの要請に応じて必要な対応を行うものとする。

第3 各機関における災害発生時の対応（各機関の動き）

地域災害医療コーディネーター

安中保健福祉事務所

安中市健康づくり課

安中市医師会

安中碓氷歯科医師会

安中市薬剤師会

安中市柔道整復師会

安中市内の病院

群馬県看護協会安中地区支部

地域災害拠点病院

高崎市等広域消防局（安中消防署）

各機関ごとに定めた対応方針による

地域災害医療コーディネーター

初動
急性期

発 災

- ☐ 震度6弱以上の地震 ☐ 多数傷病者の発生 ☐ 県又は市等から対応要請
- ※ いずれかに該当すれば、対応開始

参集・命令系統の確立

必要人員の確保

情報通信手段の確保

- ☐ 固定電話 ☐ FAX ☐ 携帯電話(通話・メール)
- ☐ パソコン(EMIS・統合型医療情報システム・メール)
- ☐ 衛星携帯電話 ☐ リエゾン(現地情報連絡員)の派遣
- ☐ テレビ ☐ ラジオ

参集報告

FAX・電話(様式1)

- ☐ 安中保健福祉事務所(TEL:027-381-0345 FAX:027-382-6366)
- ☐ 高崎市保健所(TEL:027-381-6111 FAX:027-381-6124)
- ☐ 群馬県医務課(TEL:027-226-2534 FAX:027-223-0531)
- ☐ 他の地域災害医療コーディネーター

* 情報収集・共有

←→ 安中保健福祉事務所

- ① 医療機関等の被災状況(病院・診療所・薬局・施術所) EMIS・電話・FAX(様式1, 2)・メール・リエゾン
- ② 医療チーム参集・活動状況 群馬県医務課・地域災害医療コーディネーター
EMIS・統合型医療情報システム・メール・リエゾン
- ③ 社会インフラ・ライフラインの被災状況 FAX・電話・メール
- ④ 避難所・救護所の開設状況 FAX・電話(様式4, 5)・メール・リエゾン
- ⑤ 医療ニーズ(病院・救護所・避難所等) EMIS・電話・FAX(様式2, 4, 6)
メール・リエゾン

* 情報提供

- ☐ 群馬県医務課 ☐ 医療チーム

* 活動方針の協議

協議

* 医療チームの派遣調整

←→

群馬県医務課・安中保健福祉事務所・
他の地域災害医療コーディネーター・災害拠点病院

亜急性期

* 安中地域災害医療連絡会議(仮称)の開催

協議

安中保健福祉事務所

* 高崎・安中地域災害医療対策会議の開催

高崎市保健所

* 印の業務は、必要に応じ継続して実施する。

慢性期

医療チームの撤収

医療チームの撤収後の地域医療の確保

安中保健福祉事務所

初動
急性期

発 災

- ☐ 震度6弱以上の地震 ☐ 多数傷病者の発生 ☐ 県又は市等から対応要請
- ※ いずれかに該当すれば、対応開始

参集・命令系統の確立

必要人員の確保

情報通信手段の確保

- ☐ 固定電話 ☐ FAX ☐ 携帯電話(通話・メール)
- ☐ パソコン(EMIS・統合型医療情報システム・メール)
- ☐ 衛星携帯電話 ☐ リエゾン(現地情報連絡員)の派遣
- ☐ テレビ ☐ ラジオ

参集報告

FAX・電話(様式1)

- ☐ 群馬県医務課 ☐ 地域災害医療コーディネーター ☐ 安中市
- ☐ 高崎行政県税事務所 ☐ 高崎市保健所

* 情報収集

① 医療機関等の被災状況

- ・病院 病院 EMIS・電話・FAX(様式2)・メール・リエゾン
- ・診療所 ☐ 安中市医師会 FAX・電話・メール(様式1)
- ☐ 安中碓氷歯科医師会 FAX・電話・メール(様式1)
- ・薬局 安中市薬剤師会 FAX・電話・メール(様式1)
- ・施術所 安中市柔道整復師会 FAX・電話・メール(様式1)

② 医療チーム参集・活動状況 医務課・地域災害医療コーディネーター EMIS・統合型医療情報システム・リエゾン

③ 社会インフラ・ライフラインの被災状況 FAX・電話

④ 避難所・救護所の開設状況 FAX・電話(様式4, 5)・リエゾン

⑤ 医療ニーズ(病院・救護所・避難所等) EMIS・電話・FAX(様式2, 4, 6) ・リエゾン

* 情報提供

- ☐ 群馬県医務課 ☐ 地域災害医療コーディネーター ☐ 安中市
- ☐ 医療チーム

活動方針の協議

協議

* 医療チームの派遣調整

群馬県医務課・地域災害医療コーディネーター・災害拠点病院

* 安中地域災害医療連絡会議(仮称)の開催

協議

地域災害医療コーディネーター

* 高崎・安中地域災害医療対策会議の開催

高崎市保健所

* 印の業務は、必要に応じ継続して実施する。

医療チームの撤収

医療チームの撤収後の地域医療の確保

亜急性期

慢性期

安中市健康づくり課

初動
急性期**発 災**☐ 震度6弱以上の地震☐ 多数傷病者の発生☐ 県又は市等から
対応要請

※ いずれかに該当すれば、対応開始

参集・命令系統の確立**必要人員の確保****情報通信手段の確保**☐ 固定電話☐ FAX☐ 携帯電話(通話・メール)☐ パソコン(EMIS・統合型医療情報システム・メール)☐ 衛星携帯電話 ☐ リエゾン(現地情報連絡員)の派遣☐ テレビ☐ ラジオ**参集報告・本部設置報告**

FAX・電話(様式1, 3)

☐ 安中保健福祉事務所☐ 群馬県医務課**救護所の設置****救護班の編成・派遣****救護所設置の報告**

FAX・電話(様式4)

☐ 安中保健福祉事務所☐ 群馬県医務課☐ 高崎市等広域消防局**市民への周知***** 情報収集**

① 避難所の開設状況

② 救護所・避難所の医療ニーズ(様式4, 6)

③ 社会インフラ・ライフラインの被災状況

④ 医療機関等の被災状況(病院・診療所・薬局・施術所)

*** 情報提供**

情報収集①～④の情報

☐ 安中保健福祉事務所☐ 群馬県医務課*** 医療チーム派遣要請**

(様式4, 6)

*** 医薬品等供給要請**

(様式-1「医薬品等の供給、管理等に関する要領」)

* 印の業務は、必要に応じ継続して実施する。

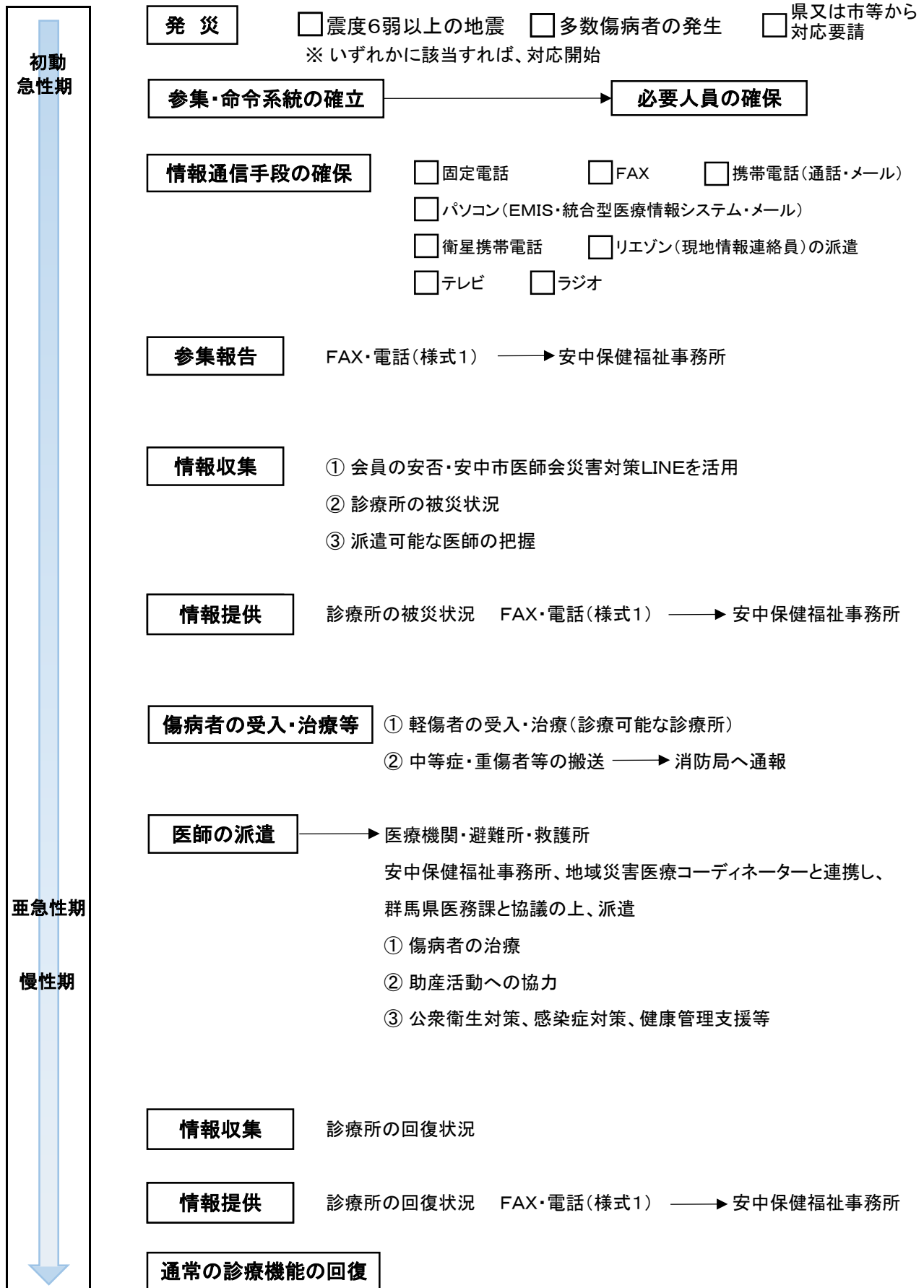
亜急性期

高崎・安中地域災害医療対策会議、安中地域災害医療連絡会議(仮称)へ出席**被災住民・避難住民の保健指導**

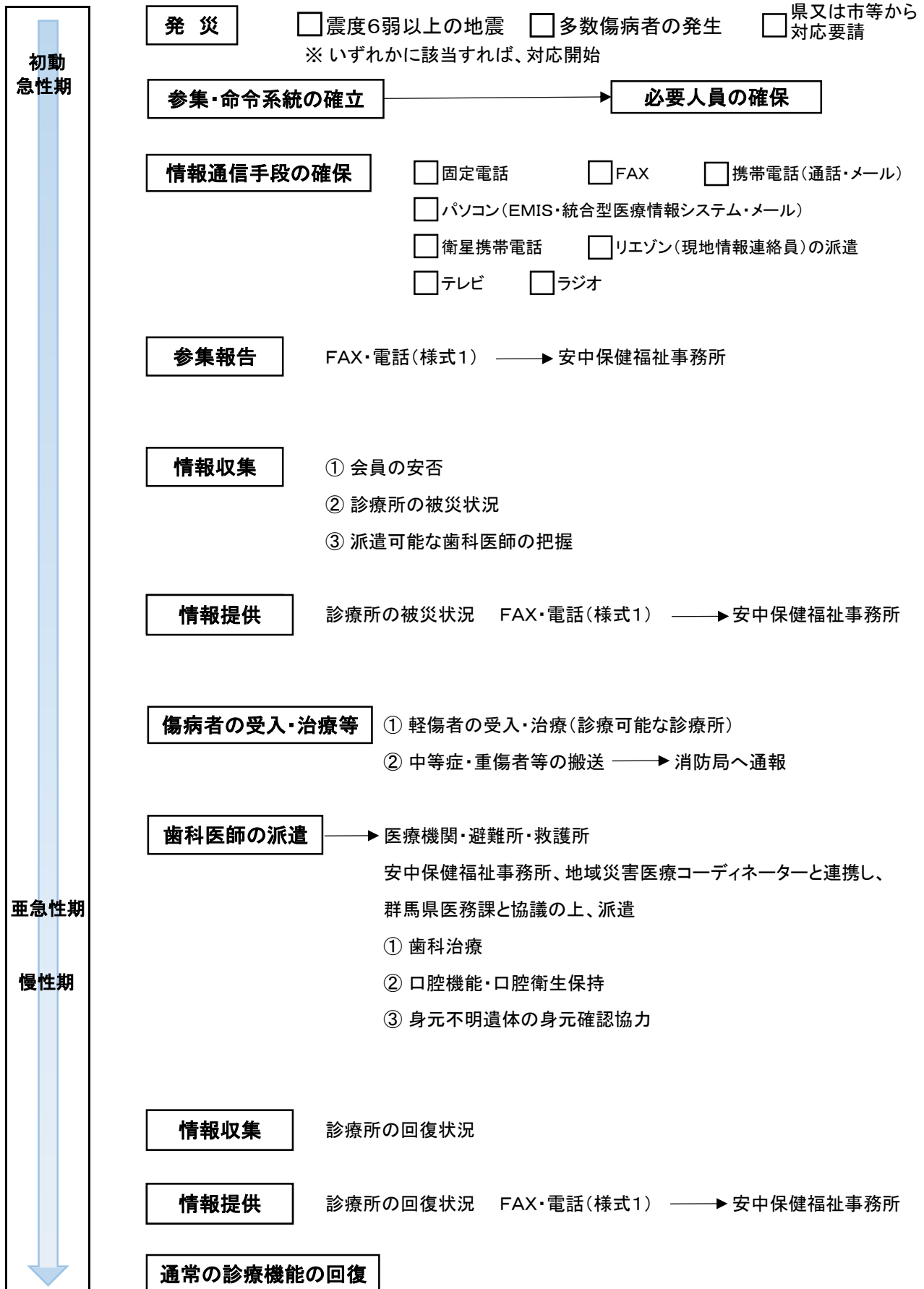
慢性期

救護所・避難所の撤収**住民の保健指導の継続**

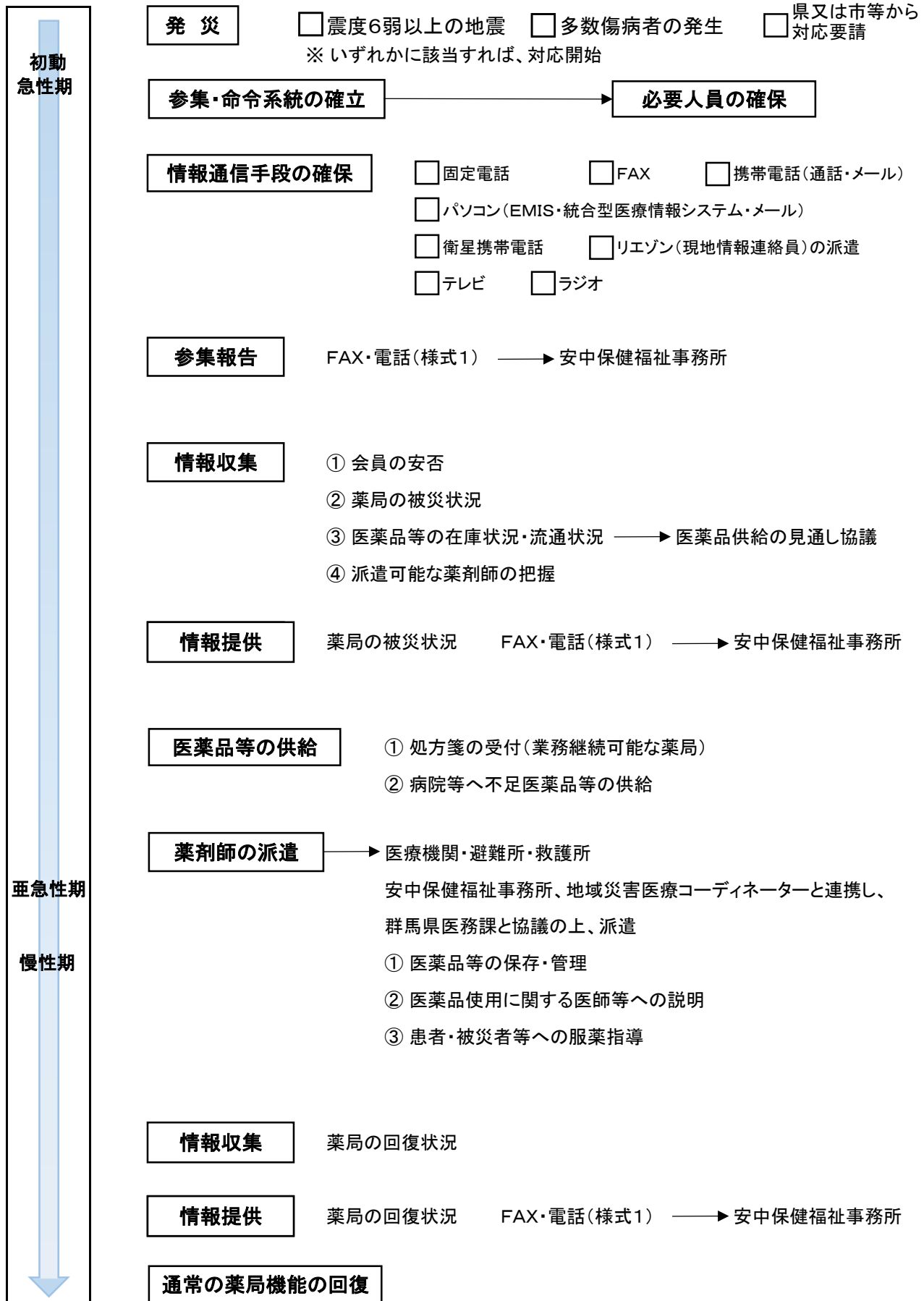
安中市医師会



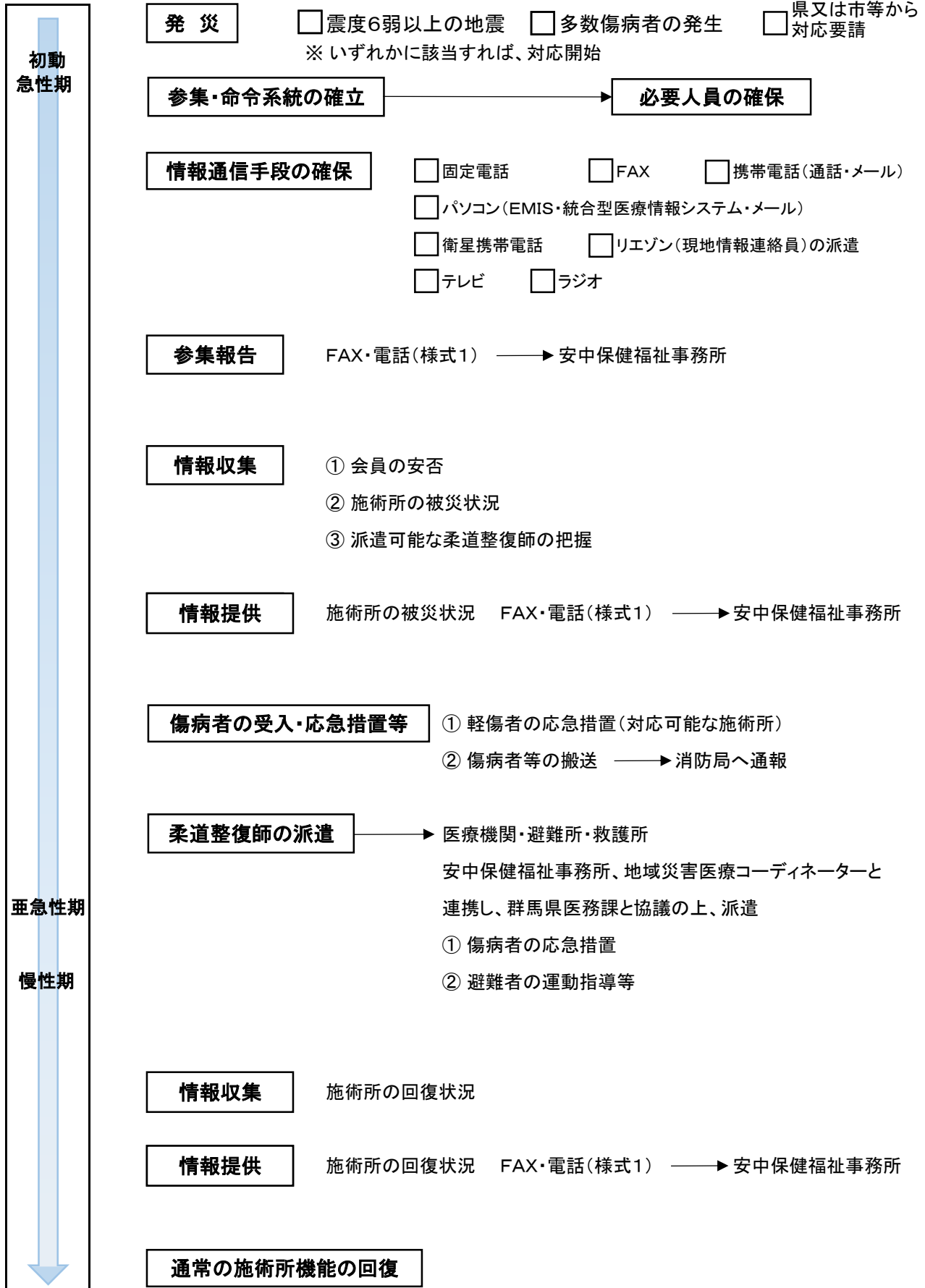
安中碓氷歯科医師会



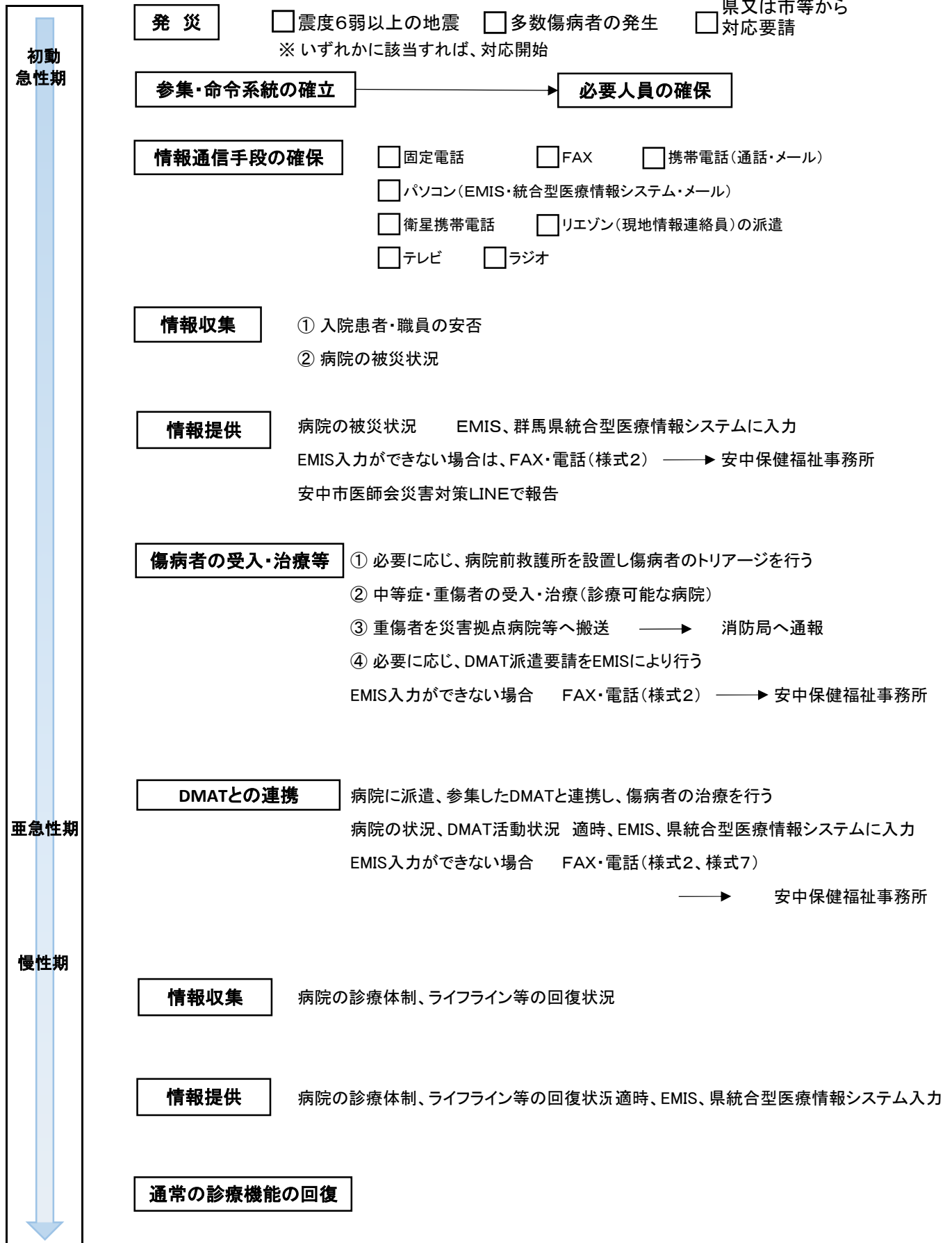
安中市薬剤師会



安中市柔道整復師会



安中市内の病院



第 4 様式集

参集・被災状況報告

※ 参集後、速やかに報告してください。

記入日時	月 日 :	記入者	
------	-------	-----	--

機 関 名					
参 集 場 所	住所	名称			
責 任 者					
連 絡 先	電話	携帯電話			
情報伝達手段 ※ 使えるものに○	電話	携帯電話	FAX	メール	衛星携帯電話
活動の可否	可	不可			

診療所・薬局・施術所 被災状況報告欄

※ 把握できた範囲で報告してください。

※ 別紙で診療所等名簿を添付してください。(記入例: 名称の脇に閉鎖×、稼働○、未確認△ など)

医科診療所	閉鎖	力所	稼働	力所	未確認	力所
	安否確認済医師数		人	うち、活動中		人
歯科診療所	閉鎖	力所	稼働	力所	未確認	力所
	安否確認済 歯科医師数		人	うち、活動中		人
薬局	閉鎖	力所	稼働	力所	未確認	力所
	安否確認済薬剤師数		人	うち、活動中		人
施術所	閉鎖	力所	稼働	力所	未確認	力所
	安否確認済 柔道整復師数		人	うち、活動中		人

病院被災状況報告

(送付先) 安中保健福祉事務所

FAX: 027-382-6366

MAIL: anhofuku@pref.gunma.lg.jp

医療機関名	
記入者	
電話番号	
報告日時	月 日 :

○現在の医療機関の情報を記入してください。

倒壊、または倒壊の恐れのある建物等にチェックをしてください。					
☐ 入院病棟	☐ 救急外来	☐ 一般外来	☐ 手術室	☐ その他	
その他の場合は、施設の情報を記載してください。					
ライフライン・サプライ状況について、当てはまる項目にチェックをしてください。					
電気の使用状況 ☐ 停電中 ☐ 発電機使用中 ☐ 正常			使用中の場合残り ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上		
水道の使用状況 ☐ 枯渇 ☐ 井戸使用中 ☐ 貯水・給水対応中 ☐ 正常			貯水・給水対応中の場合残り ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上		
医療ガスの使用状況 ☐ 枯渇 ☐ 供給の見込無 ☐ 供給の見込有り			供給の見込無しの場合残り ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上		
ガス配管破損の有無 ☐ 有 ☐ 無					
食糧の使用状況 ☐ 枯渇 ☐ 備蓄で対応中 ☐ 通常の供給			備蓄で対応中の場合残り ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上		
医薬品の使用状況 ☐ 枯渇 ☐ 備蓄で対応中 ☐ 通常の供給			備蓄で対応中の場合残り ☐ 半日 ☐ 1日 ☐ 2日以上		
医療機関の機能について、当てはまる項目にチェックし、人数等を記入してください。					
手術可否 ☐ 不可 ☐ 可		人工透析可否 ☐ 不可 ☐ 可			
	重症(人)	中等症(人)			
発災後受入れた患者数					
在院患者数					
今後転送が必要な患者数※1					
今後受入れ可能な患者数※2					
	人工呼吸(人)	酸素(人)	担送(人)	護送(人)	
※1のうち					
※2のうち					
外来受付状況 ☐ 受付不可 ☐ 救急のみ ☐ 右記のとおり受付 時 分 ~ 時 分					
	出勤職員(人)	左のうち、DMAT隊員(人)	派遣が必要な場合、その人数		
医師					
看護師					
その他			(職種)		

災害対策本部設置報告

※ 設置後、速やかに報告してください。

記入日時	月 日 :	記入者	所属: 氏名:
------	-------	-----	------------

本 部 名	
設 置 場 所	階 会議室
事務局(所属名)	
連 絡 先	電話 携帯電話
情報伝達手段 ※ 使えるものに○	電話 携帯電話 FAX メール 衛星携帯電話

医療班等設置報告

※ 災害対策本部内の医療等対策班の設置について報告してください。

班 名	
設 置 場 所	階 会議室
事務局(所属名)	
連 絡 先	電話 携帯電話
情報伝達手段 ※ 使えるものに○	電話 携帯電話 FAX メール 衛星携帯電話

救護所設置報告

※ 設置後、可能な限り速やかに報告してください。

※ 別添で救護所一覧をお送りいただいても結構です。

記入日時	月 日 :	記入者	所属: 氏名:
------	-------	-----	------------

救 護 所 名			
設 置 場 所			
所管機関名 (所属名)			
連 絡 先	電話	携帯電話	
情報伝達手段 ※ 使えるものに○	電話	携帯電話	FAX ()
	メール ()	衛星携帯電話	(機種番号)

医療活動・傷病者等の状況

※ 把握できた範囲で報告してください。

医療活動の状況		医師 名 看護師 名 薬剤師 名 その他 名(職種:) DMAT隊の活動 有 無				
医師等の派遣の必要性		有 無				
傷病者等の状況	症 状 等	総数(人)	うち乳幼児 (人)	うち妊婦 (人)	うち高齢者 (人)	
	外 傷					
	感 染 症 症 状	下 痢				
		嘔 吐				
		発 熱				
		咳				
	小 児 疾 患	有(緊急)		有(≠緊急) 無		
	精 神 疾 患	有(緊急)		有(≠緊急) 無		
	周 産 期	有(緊急)		有(≠緊急) 無		
	歯 科	有(緊急)		有(≠緊急) 無		
ライフライン	電 気	充足		不足 皆無		
	水 道	充足		不足 皆無		
	飲 料 水	充足		不足 皆無		

**避難所情報 日報
(共通様式)**

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

※ 初動期・急性期においては、太枠内を優先的に記入するものとする。

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名		所在地(都道府県、市町村名)		避難者数		
					人(昼: 人 夜: 人)		
	電話		FAX		施設の広さ		
			メールアドレス				
	スペース密度 過密・適度・余裕		1人当たり専有面積		㎡くらい		
		交通機関(避難所と外との交通手段)				施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)	
組織や活動	管理統括・代表者の情報						
	氏名(立場)						
	その他						
	連絡体制 / 指揮・命令系統						
	自主組織	有()・無					
	外部支援	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種()					
	ボランティア	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種()					
	医療の提供状況						
	救護所	有・無		巡回診療	有・無		
地域の医師との連携 有・無							
	現在の状況 ※ 該当する記号を○で囲む (◎十分, ○どちらかというと足りている, △どちらかというと不足, ×皆無)					対応	
環境的側面	ライフライン	電気	◎・○・△・×				
		ガス	◎・○・△・×				
		水道	◎・○・△・×				
		飲料水	◎・○・△・×				
		固定電話	◎・○・△・×				
		携帯電話	◎・○・△・×				
	設備状況と衛生面	洗濯機	◎・○・△・×				
		冷蔵庫	◎・○・△・×				
		冷暖房	◎・○・△・×				
		照明	◎・○・△・×				
		調理設備	◎・○・△・×				
		トイレ	◎・○・△・× (箇所) 下水		無・有		
		清掃	◎・○・△・×		くみ取り	◎・○・△・×	
		手洗い場	◎・○・△・×		手指消毒	◎・○・△・×	
		風呂	◎・○・△・× (清掃状況:)				
		喫煙所	◎・○・△・× (分煙: 無・有)				
	生活環境の衛生面	清掃状況	不良・普・良		床の清掃	無・有	
		ゴミ収集場所	無・有		履き替え	無・有	
		換気・温度・湿度等 空調管理		不適・適			
		粉塵	無・有		生活騒音	不適・適	
		寝具	◎・○・△・×		寝具乾燥対策	無・有	
		ペット対策	無・有		ペットの収容場所	無・有	
		食事の供給					
		炊き出し	無・有		残品処理	不適・適	

避難所避難者の状況 日報
(共通様式)

避難所名	活動日	記載者(所属・職名)
	年 月 日	

※ 初動期・急性期においては、太枠内を優先的に記入するものとする。

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

本日の状態						対応・特記事項		
配慮を要する人	高齢者	人	うち75歳以上	人	配慮を要する人の全体像 →	要援護者数	人	
			うち要介護認定者数	人		うち全介助	人	
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人		うち一部介助	人	
	産婦	人				うち認知障害	人	
	乳児	人				外国人	人	
	幼児・児童	人	うち身体障害児	人				
			うち知的障害児	人				
			うち発達障害児	人				
	障害者	人	うち身体障害者	人				
			うち知的障害者	人				
			うち精神障害者	人				
			うち発達障害者	人				
難病患者		人						
在宅酸素療養者		人						
人工透析者		人						
アレルギー疾患児・者		人						
服薬者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人	対応・特記事項			
			うち糖尿病治療薬	人				
			うち向精神薬	人				
有症状者数	人数の把握	総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者	専門的医療ニーズ	◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無	
	外傷	人	人	人	人	小児疾患	◎ ・ ○ ・ ×	
	感染症症状	下痢	人	人	人	人	精神疾患	◎ ・ ○ ・ ×
		嘔吐	人	人	人	人	周産期	◎ ・ ○ ・ ×
		発熱	人	人	人	人	歯科	◎ ・ ○ ・ ×
		咳	人	人	人	人	対応・特記事項	
	その他	便秘	人	人	人	人		
		食欲不振	人	人	人	人		
		頭痛	人	人	人	人		
		不眠	人	人	人	人		
		不安	人	人	人	人		
	防疫的側面	食中毒様症状(下痢、嘔吐などの動向)						
風邪様症状(咳・発熱などの動向)								
感染症症状、その他								
まとめ	全体の健康状態							
	活動内容							
	アセスメント							
	課題/申し送り							

医療チーム活動状況

※ 各医療拠点(病院、救護所、避難所等)は、活動中の医療チームの状況を報告してください。

※ EMISのDMAT・救護班活動状況情報を補完するものです。

医療機関名	
記入者・所属	
電話番号	
記入日時	月 日 :

DMAT・救護班			メンバー数(人)			更新日時	活動状況	活動種別	目的地・活動場所		移動手段	所属本部
都道府県	病院	チーム名	医師	看護師	業務調整員				場所	到着日時		
							待機中 活動中 移動中 撤収					
							待機中 活動中 移動中 撤収					
							待機中 活動中 移動中 撤収					
							待機中 活動中 移動中 撤収					
							待機中 活動中 移動中 撤収					
							待機中 活動中 移動中 撤収					
							待機中 活動中 移動中 撤収					

高崎・安中地域災害医療対策会議開催通知

次のとおり開催しますので、委員の方は出席をお願いします。

欠席の場合は、可能な限り代理の方の出席をお願いします。

出欠について、下欄により御報告ください。

【高崎・安中地域災害医療対策会議事務局】

安中保健福祉事務所 担当者

電話:027-381-0345 FAX:027-382-6366

発信日時 月 日 :

会 議 名	☐ 高崎・安中地域災害医療対策会議 ☐ 安中地域災害医療連絡会議(仮称)
開 催 日 時	月 日 :
開 催 場 所	階 会議室
連 絡 事 項	

出欠報告

(送付先) FAX:027-382-6366

※ 会議の出欠について報告してください。

委 員 名			
出 欠	出席	欠席	(代理者名)
報 告 所 属 ・担 当 者 名	所属:	担当者名:	
連 絡 先	電話:	携帯電話:	

〇年〇月〇〇災害 第〇回 高崎安中地域災害医療対策会議 次第

日時：
場所：
進行：
参加者：裏面のとおり

1 情報共有

(1) 〇〇災害における被災状況について

- ①災害の概要 ※二次災害危険情報も含む
- ②傷病者、避難者の状況
- ③社会インフラ、ライフラインの状況
 - ・道路、建物の被災状況
 - ・電気、水道、ガスの被災状況
 - ・通信機器の状況

(2) 管内医療機関等の状況

- ①病院、診療所の被災状況
- ②薬局の被災状況
- ③施術所の被災状況
- ④その他

(3) 行政機関（対策本部）の状況

- ①群馬県
- ②高崎市
- ③安中市
- ※災害対策本部、保健医療対応班の状況
- ※高崎市、安中市については避難所、救護所の状況も報告

(4) 現在の支援状況

- ①相互支援 (例) 〇〇医師会から、〇〇救護所へ医師派遣済み
〇〇で医薬品不足、薬剤師会に〇〇の調達依頼中
- ②外部支援 (例) DMAT 隊の派遣（活動拠点：〇〇拠点病院）

2 議 事

(1) 支援が必要な箇所、内容

- (例) 〇〇病院に傷病者多数、人員の不足が生じている。
- 〇〇救護所で、人員と医薬品の不足が生じている。

(2) 支援調整

- (例) 相互支援可能であるか。外部支援が必要な場合は優先順位を決める。

3 その他 次回会議の開催予定 (例) 〇月〇日 (〇) 〇時 高崎市総合保健センター

情報・議事については、開催時点で把握しているものを記入する。

(例) 第1回目は、発災後48時間以内の開催が目標であるため、構成員や関係機関の安否確認、更なる情報収集の指示や次回会議の開催日時を決める。

第2回目以降は、被災情報の分析、支援調整をすすめる。

(裏面)

会議への参加を求める関係機関

区 分	関係機関の名称	参加者
災害拠点病院	高崎総合医療センター	構成員、コーディネーター
	日高病院	構成員、コーディネーター
医師会	高崎市医師会	構成員、コーディネーター
	安中市医師会	構成員、コーディネーター
	群馬郡医師会	構成員、コーディネーター
	藤岡多野医師会	担当理事
歯科医師会	高崎市歯科医師会	担当理事
	碓氷安中歯科医師会	担当理事
薬剤師会	高崎市薬剤師会	担当理事
	安中市薬剤師会	担当理事
柔道整復師会	高崎市柔道整復師会	担当理事
	安中市柔道整復師会	担当理事
看護協会	群馬県看護協会高崎地区支部	代表
	群馬県看護協会高崎地区支部	代表
医療機関	関越中央病院	構成員
	公立碓氷病院	構成員
消防	高崎市等広域消防局	構成員
行政	高崎行政県税事務所	総務振興係
	高崎市	防災安全課
	安中市	危機管理課、健康づくり課
その他必要な機関		
事務局	高崎市保健所	
	安中保健福祉事務所（安中保健所）	

※参加者については、指定されたものが参加できないときは代理の出席を求める。

様式－ 1

災害用医薬品等供給要請書(第 報)

医療救護所等 → 県

年 月 日

群馬県知事 様

(医療救護活動機関)

要請者 住所
氏名

下記のとおり、災害用医薬品等の供給を要請します。

記

1 要請日時 年 月 日 () 時 分

2 供給場所

名 称			
所在地			
担当者		電話	FAX

(注) 供給先の案内図を添付すること。

3 要請品目及び数量

品 目	規格単位	包装単位	注文数	備 考

(注) 要請品目に欠品又は不足が生じるときは、同種・同効の品目で代用できます。

4 履行期日 年 月 日 () 時 分

5 要請担当者

所属・職・氏名			
電話		FAX	

6 備考

第5 災害発生に備えて（平時の対応）

1 連絡体制の確立

（1）連絡先名簿の整備

安中保健福祉事務所は、安中地域の災害医療関係機関及び高崎・安中地域災害医療対策会議を構成する機関の連絡先名簿を作成し、関係機関での情報共有を図る。

各機関は関係機関の連絡先の確認を行い、災害時に迅速に連絡が取れるよう連絡先名簿を適切な場所に保管する。

（2）情報通信手段の整備

各機関は、災害時に使用が想定される情報通信手段の確認を定期的に行うものとする。特に、E M I S・統合型医療情報システムの定期的な閲覧、統合型医療情報システムの登録メールアドレスの確認・更新、衛星携帯電話の通信状況の確認等を行い、災害時の使用に備える。

（3）連絡方法の確認

各機関は、安中保健福祉事務所が実施する情報伝達訓練に参加するほか、自主的に訓練を実施する等、連絡方法の確認を定期的に行う。

2 訓練等の実施

（1）訓練の実施

安中保健福祉事務所は地域災害医療コーディネーターと連携し、本マニュアルに定める内容を適切に実施できるよう、安中地域の災害医療関係機関とともに災害拠点病院の訓練に参加するなど、定期的（年1回程度）に訓練を実施するよう努める。また、各機関は、各機関内で訓練を実施するなど、災害時の対応を定期的に確認するよう努める。

（2）研修・訓練への参加

安中保健福祉事務所及び地域災害医療コーディネーターは、高崎・安中地域災害医療対策会議の構成機関とともに県等が実施する災害医療に関する研修に参加するほか、管轄区域内の関係機関を対象とした研修を開催するよう努める。

また、安中保健福祉事務所及び地域災害医療コーディネーターは県等が実施する災害医療に関する訓練へ参加するよう努める。

第 6 資料編

関係機関連絡先一覧

R7.5末 現在

種 別	名 称	所 在 地	位 置 *	電 話	F A X
団 体	安中市医師会	安中市安中1-1-20 (事務局)	—	027-381-0404	027-382-1560
	安中碓氷歯科医師会	安中市安中3-13-7 (かばさわ歯科医院)	—	027-382-8811	027-382-8812
	安中市薬剤師会	安中市原市1-9-12 (くすりのはぎわら)	—	027-385-9777	027-385-9785
	群馬県看護協会安中地区支部	安中市安中1-23-13 (安中市役所内)	—	027-382-1111	027-381-7020
	安中市柔道整復師会	安中市松井田町新堀283 (新井接骨院)	—	027-393-0427	027-393-0427
病 院	松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1	A ⑨	027-393-1301	027-393-5421
	公立碓氷病院	安中市原市1-9-10	A ⑧	027-385-8221	027-385-4905
	須藤病院	安中市安中3532-5	A ①	027-382-3131	027-382-6568
	本多病院	安中市鷺宮205-1	A ②	027-382-1255	027-382-7396
	正田病院	安中市安中1-16-32	A ③	027-382-1123	027-382-5316
災害拠点 病 院	高崎総合医療センター	高崎市高松町36	B I	027-322-5901	027-327-1826
	日高病院	高崎市中尾町886	B II	027-362-6201	037-362-0217
消 防	高崎市等広域消防局救急課	高崎市八千代町1-13-10	B IV	027-322-2391	027-323-1993
	高崎市等広域消防局安中消防署	安中市安中1-10-30	A ⑥	027-382-1818	027-380-1077
	郷原分署	安中市郷原135-1	A ⑪	027-385-3755	027-380-2063
	松井田分署	安中市松井田町五料392-4	A ⑫	027-393-1221	027-380-3028
警 察	安中警察署	安中市原市707-2	A ⑦	027-381-0110	027-381-0110
行 政	安中市危機管理課	安中市安中1-23-13	A ④	027-382-1111	027-329-6065
	安中市健康づくり課	安中市安中1-23-13	A ④	027-382-1111	027-381-7016
	安中市松井田支所	安中市松井田町新堀245	A ⑩	027-382-1111	027-393-1093
	高崎市防災安全課	高崎市高松町35-1	—	027-321-1352	027-321-1277
	高崎市保健医療総務課	高崎市高松町5-28	B III	027-381-6111	027-381-6124
	安中保健福祉事務所	安中市高別当336-8	A ⑤	027-381-0351	027-382-6366
	群馬県医務課	前橋市大手町1-1-1	—	027-226-2534	027-223-0531
	群馬県危機管理課	前橋市大手町1-1-1	—	027-226-2244	027-221-0158
	高崎行政県税事務所	高崎市台町4-3	—	027-322-4681	027-326-7076

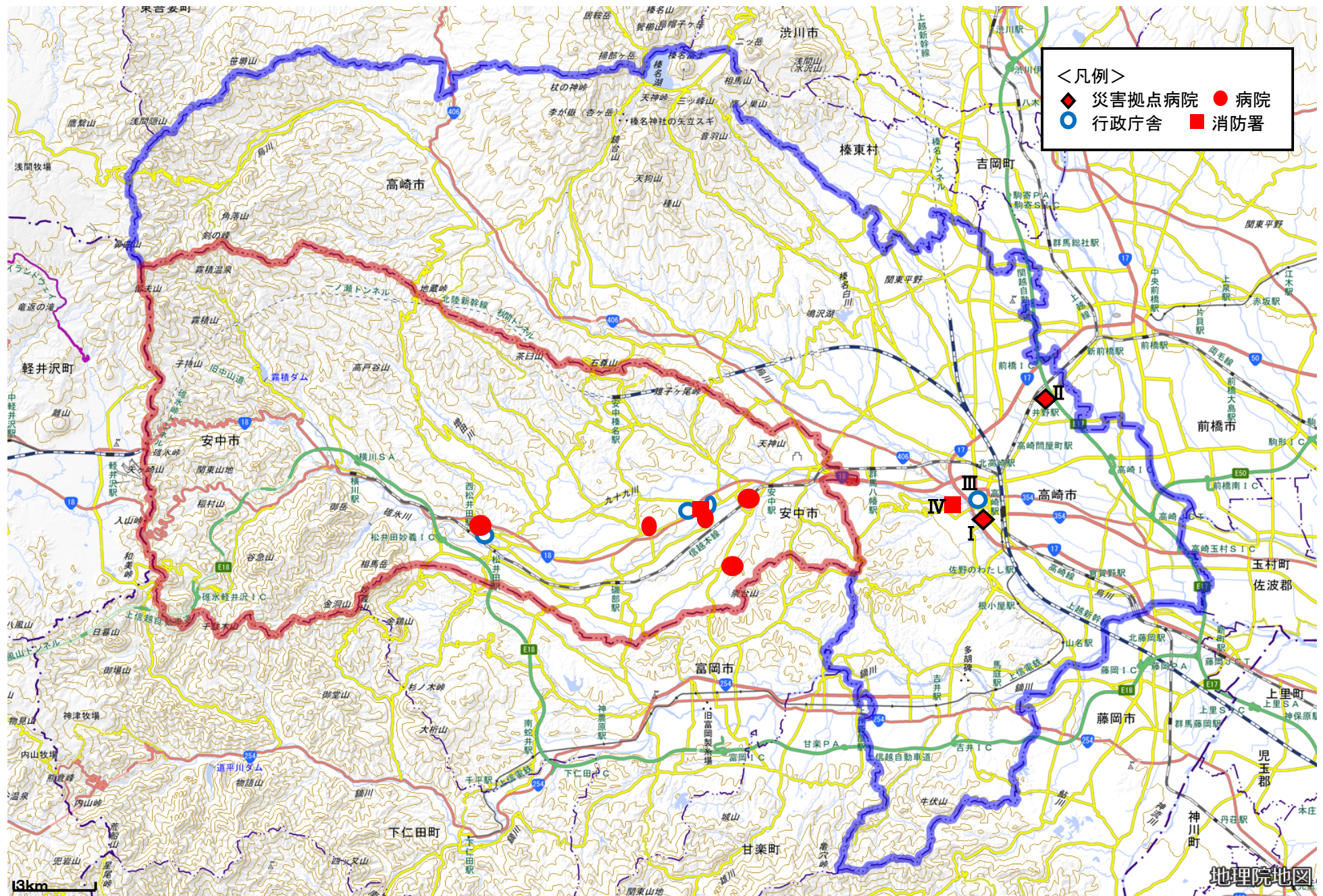
* Aは安中市概況図(P. 38)、Bは高崎・安中地域概況図(P. 39)に記載の番号を示す。

※ 高崎・安中地域災害医療対策会議委員等災害時(緊急時)連絡先名簿は、安中保健福祉事務所が別途整備する。

【安中市概況図】(A)



【高崎・安中地域概況図】(B)



安中市 指定避難所一覧

No.	名称	所在地	電話番号	対象地区	
1	安中小学校体育館	安中市安中3-10-43	027-381-0215	安中	安中3～4区のうち、碓氷川より北側の区域
2	第一中学校体育館	安中市安中5-8-1	027-381-0459	〃	安中2～2区
3	安中公民館	安中市安中3799	027-382-7641	〃	安中3～5区のうち、碓氷川より南側の区域
4	安中市文化センター	安中市安中3-9-63	027-381-0586	〃	安中6区・8区
5	安中市光陽館	安中市安中4-8-32	027-382-5898	〃	安中2区
6	安中体育館	安中市安中2-13-7	027-382-5299	〃	安中4区・5区・9区
7	米山体育館	安中市安中1717-1	027-381-1990	〃	安中8区・9区・10区・12区
8	安中総合学園高等学校体育館	安中市安中1-2-8	027-381-0227	安中原市	安中5区・7区・10区・11区 原市1区・2区
9	原市小学校体育館	安中市原市1-10-23	027-385-8258	原市	原市2区・3甲区・3乙区
10	旧原市小学校郷原分校	安中市郷原2374-1	027-385-8210	〃	原市7区
11	第二中学校体育館	安中市原市2245-2	027-385-7857	〃	原市5区・8区
12	原市保育園	安中市築瀬25-1	027-385-5233	〃	原市9区
13	原市公民館	安中市原市1441-16	027-385-4832	〃	原市4区・9区
14	原市体育館	安中市原市1362-2	027-385-4083	〃	原市3甲区・4区・6区・9区
15	碓部温泉会館	安中市碓部1-12-21	027-385-6555	碓部	碓部1区・2区
16	碓部公民館	安中市碓部4-13-23	027-385-4834	〃	碓部2区・3区
17	碓部小学校体育館	安中市碓部4-12-8	027-385-5965	〃	碓部3～5区
18	東横野公民館	安中市鷺宮3145	027-382-4974	東横野	東横野1～3区
19	東横野小学校体育館	安中市鷺宮3139-2	027-382-5773	〃	東横野3～6区
20	学習の森	安中市上間仁田951	027-382-7622	〃	東横野5区・6区
21	碓東小学校体育館	安中市岩井62	027-382-4325	安中 岩野谷	安中1区 岩野谷1区・2区
22	岩野谷公民館	安中市岩井甲617	027-382-4968	岩野谷	岩野谷3～7区
23	板鼻公民館	安中市板鼻1-6-20	027-382-4967	板鼻	板鼻地区の概ね旧国道18号より南側の区域
24	いきいき長寿センター (老人福祉センター)	安中市板鼻2086-1	027-382-2929	〃	板鼻地区の概ね旧国道18号より北側の区域
25	秋間小学校体育館	安中市東上秋間1831	027-381-0494	秋間	秋間1区・2区・みのりが丘区
26	秋間公民館	安中市中秋間1801-1	027-382-4969	〃	秋間3～5区
27	旧後閑小学校体育館	安中市下後閑1999-1	027-385-8178	後閑	後閑1区・2区
28	後閑公民館	安中市中秋間1441-5	027-385-4835	〃	後閑3～5区
29	上後閑体育館	安中市上後閑1542-4	027-385-3388	〃	後閑5区
30	松井田中学校体育館	安中市松井田町新堀236-16	027-393-1122	松井田	上本町区・本町区・新堀中宿区・新町区
31	松井田文化会館	安中市松井田町新堀530	027-393-4400	〃	上本町区・本町区・新堀中宿区・源ヶ原区
32	松井田小学校体育館	安中市松井田町松井田953	027-393-1521	〃	森崎区・上町区・仲町区・北横町区・紺屋町区

33	松井田高等学校体育館	安中市松井田町松井田803-1	027-393-1525	//	下町区・南横町区・新田琵琶ノ窪区
34	臼井体育館(旧臼井小学校体育館)	安中市松井田町五料2196	027-395-2050	臼井	五料西区・五料中区・五料東区
35	碓氷峠鉄道文化むら	安中市松井田町横川407-16	027-380-4163	//	横川西区・横川東区
36	坂本公民館	安中市松井田町坂本216	027-395-2262	坂本	坂本1区・1区・原区
37	坂本体育館	安中市松井田町坂本1323	—	//	坂本1区・2区・原区
38	入牧生きがいセンター	安中市松井田町入山321-1	—	//	入牧1区・2区
39	西横野小学校体育館	安中市松井田町二軒在家887	027-393-1127	西横野	上人見区・法正寺区・塚原区・大王寺区・高野谷戸区・二軒在家区・別所区
40	西横野体育館(旧松井田南中学校体育館)	安中市松井田町八城甲481	027-393-1320	//	烏留北区・烏留南区・八城東区・八城西区・行田区
41	まついだ保育園	安中市松井田町八城194-1	027-393-3892	//	八城西区・行田区
42	九十九体育館(旧九十九小学校体育館)	安中市松井田町下増田446	027-393-1123	九十九	下増田区・国衙百石区
43	九十九地区生涯学習センター	安中市松井田町国衙115-1	027-393-4236	//	高梨子区・国衙百石区
44	小日向ふれあいセンター	安中市松井田町小日向777	—	//	小日向区
45	細野ふるさとセンター	安中市松井田町土塩533-1	027-393-1311	細野	土塩西区・土塩東区
46	旧細野小学校体育館	安中市松井田町新井365	027-393-1322	//	新井区
47	旧松井田北中学校体育館	安中市松井田町上増田3602-1	027-393-1520	//	上増田東区・上増田西区

【備考】

- ・避難所ごとの対象地区は、あくまで目安として最寄りの避難所を示したものであり、他の地区の避難所に避難することも可能です。
- ・○で示した避難所は、河川の洪水浸水想定区域内に位置しており、台風や大雨など、水害のおそれがある場合には開設されません。

最寄りの代替避難所は以下のとおりです。

第一中学校 ⇒ 安中小学校体育館、安中市文化センター、安中市光陽館、

安中公民館 ⇒ 安中小学校体育館、安中市文化センター、安中体育館、安中総合学園高等学校体育館

米山体育館 ⇒ 安中小学校体育館、安中市文化センター、安中体育館、安中総合学園高等学校体育館

碓東小学校体育館 ⇒ 岩野谷公民館、安中市光陽館

板鼻公民館 ⇒ 老人福祉センター

群馬県地域災害医療対策指針

I 目的

本指針は、群馬県内において災害により多数傷病者が発生した場合における、地域災害医療対策会議の対応、関係機関の連携方法等について定めることにより、地域における災害医療対策の充実を図ることを目的とする。

II 広域災害（大地震等）の対応

1 急性期（発災から48時間程度まで）

（1）初動対応及び医療チームの受入・配置調整

ア 急性期における県内に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、群馬県地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーターを含む。）の協力を得て、群馬県災害対策本部の健康福祉部内に設置される医療・防疫班（日本DMAT活動要領に定める都道府県災害医療本部に相当）において行う。

イ 医療・防疫班には、DMATの受入・配置調整等を行うDMAT調整本部、日本赤十字社救護班（以下「日赤救護班」という。）の受入・配置調整等を行う日赤救護班調整本部、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の受入・配置調整等を行うJMAT調整本部等を設置し、各調整本部は医療・防疫班の指揮下に置かれるものとする。

ウ 県保健福祉事務所及び市保健所（以下「保健福祉事務所等」という。）は群馬県健康福祉部医療介護局医務課（以下「医務課」という。）と連携しながら、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）、衛星携帯電話、防災無線、災害時優先電話等（衛星携帯電話、防災無線が設置されていない保健福祉事務所等にあっては、通信規制を受けない災害時優先電話）のほか電子メール（停電時には携帯電話のメール）、インターネット電話等を活用し、また、必要に応じて現地に職員派遣するなどして、管轄区域内の病院の被災状況の情報収集（EMISへの情報の代行入力を含む。）を行う。また、各種連絡手段等により、診療所、薬局等の被災状況の情報収集を行う。

（県内で最大震度5弱以上の地震が発生した場合、医務課はEMISを災害モードに切り替え、病院に対しEMISに情報を入力するよう依頼し、被災状況の情報収集を開始するため、保健福祉事務所等は、EMISを確認するとともに、必要に応じて情報収集の支援を行う。）

（2）保健福祉事務所等の対応

ア 保健福祉事務所等は管轄区域の地域災害医療コーディネーターにあらかじめ定めた連絡方法により状況の報告を行うとともに、地域災害医療対策会議の開催時期、活動方針等今後の対応方法について協議する。

イ 保健福祉事務所等は、管轄区域内の災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部及び指揮所並びに日赤救護班、JMAT及びその他の医療チームの活動拠点が設置された場合には、当該活動拠点に対し、収集した情報を提供する。

ウ 保健福祉事務所等は、保健福祉事務所等及び管轄区域内の市町村に直接医療チームが参集した

場合には、医療・防疫班に当該医療チームに関する情報を報告するとともに、当該医療チームの配置調整について協議する。

エ 保健福祉事務所等は、日本DMAT活動要領に基づき活動するDMAT及び災害医療対策事業等実施要綱に基づき活動する災害拠点病院並びに日赤救護班、JMAT、その他の医療チームの活動を支援する。

オ 保健福祉事務所等が被災により機能しない場合には、医務課が当該地域の対応を直接行う。

(3) 地域災害医療対策会議の開催

ア 保健福祉事務所等は管轄区域内に派遣された医療チームと情報（管轄区域内の医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等の情報）の共有を行うため、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域災害医療対策会議が開催できる状況になり次第、関係機関に連絡を行い、速やかに会議を開催する。なお、急性期に会議を開催することが困難な場合には、亜急性期以降、可及的速やかに開催するものとし、開催できるまでの間は関係機関と情報共有を図るものとする。

イ 保健福祉事務所等が機能不全に陥った場合等であって、保健福祉事務所等が会議を開催することが困難なときは、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、医務課が会議を開催する。

ウ 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議の活動状況について医務課に情報提供する。また、医務課は医療・防疫班の活動状況を保健福祉事務所等へ情報提供する。

エ 会議は、保健福祉事務所等のほか、災害拠点病院、医師会等関係者の連携が容易であり、かつ、安全な場所で開催する。

2 亜急性期（発災４８時間程度から１週間程度まで）

(1) 医療チームの受入・配置調整

ア 亜急性期以降における、各地域に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、保健福祉事務所等が行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じ地域の医療機関及び薬局の状況（診療・営業の状況、診療・営業時間、診療科、医薬品等の保有状況等）を調査し、地域災害医療対策会議に報告する。

ウ 保健福祉事務所等は、救護所、避難所等における医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームを救護所、避難所等に配置する。

エ 派遣される医療チームは自立的な活動を原則とするが、派遣が長期間にわたる場合には、必要に応じて、保健福祉事務所等は医薬品や医療資機材の供給等の支援の調整を行う。

オ 保健福祉事務所等は、医療チームが不足する場合には、医務課に対して追加の派遣を要請する。

カ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーター）と連携して活動する。

キ 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと協議の上、派遣された医療チーム（自主的に参集する医療チームを含む。）を、EMIS等を利用し一元的に管理するとともに、医療チーム

同士の引き継ぎができるよう調整を行う。

ク 保健福祉事務所等は、地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療対策会議と連携し、災害後の被災者のメンタルヘルス、感染症対策、歯科保健対策等の健康管理活動を実施する。

ケ 急性期から亜急性期への移行が円滑に行われるよう、医務課及び保健福祉事務所等は、医療チームに関する情報、医療機関の被災状況の情報等の引き継ぎを適切に行う等連携して対応する。

(2) 避難所等のアセスメント

ア 避難所等の医療ニーズの把握は原則として市町村（保健所設置市にあっては市保健所）が実施することとし、市町村が被災により調査活動ができない場合には、県保健福祉事務所が当該市町村に派遣される医療チームや災害拠点病院等の協力を得て避難所等の調査を行う。なお、保健福祉事務所等が被災により調査活動ができない場合には、医務課が調査を行う。

イ 避難所等の医療ニーズは「避難所アセスメントシート」等により調査を行い、保健福祉事務所等は調査結果を取りまとめ、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、管轄区域内の避難所等で活動する全ての医療チームと情報共有を図る。

3 慢性期（発災1週間程度経過後から通常の地域の医療体制に復帰するまで）

(1) 医療チームの撤収

ア 保健福祉事務所等は、2（1）と同様に医療チームの受入・配置調整を行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会等を通じ地域の医療機関の機能回復状況を調査し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、医療・防疫班に設置された各チームの調整本部と調整し、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームの撤収を決定する。

ウ 医療チームの撤収の決定にあたっては、地域の医療機関の機能回復状況、避難所等地域の医療ニーズ、医療チームの撤収が地域の医療機関に与える影響等を考慮する。

(2) 医療チーム撤収後の対応

医療チーム撤収後、通常の地域の医療体制に復帰するまでの間、保健福祉事務所等は、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域において必要とされる医療が確保されるよう調整を図る。

Ⅲ 局地災害の対応

局地災害発生時には、DMATについては「県内局所災害発生時における群馬DMAT派遣要請マニュアル」に基づき対応するほか、次のとおり対応するものとする。

1 地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び基幹災害拠点病院と連携して、多数傷病者の搬送先の調整を行う。

2 地域災害医療対策会議の役割

ア 保健福祉事務所等は必要に応じて地域災害医療対策会議を開催するものとし、会議を開催することが困難な場合には、電話、電子メール等により会議を構成する関係機関と情報共有を図る。

イ 地域災害医療対策会議を構成する関係機関は地域災害医療コーディネーターの要請に応じて必

要な対応を行うものとする。

IV 平時の準備

1 連絡先・連絡方法の確認

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議を構成する機関のほか、必要に応じて以下の機関の連絡先、担当者、連絡方法を調査し、連絡先名簿を作成することにより地域災害医療対策会議において情報共有を図る。

災害拠点病院以外の医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健センター、市町村等の関係行政機関、水道・電気・ガス・電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織 等
--

イ 保健福祉事務所等は平時から EMIS、衛星電話、防災無線等の使用方法を確認し、災害発生時に適切かつ確実に使用できる体制を確保する。

2 訓練等の実施

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと連携し、本指針に定める内容を適切に実施できるよう、地域災害医療対策会議の構成機関とともに災害拠点病院の訓練に参加するなど、定期的（年1回程度）に訓練を実施するよう努める。

イ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議の構成機関とともに県等が実施する災害医療に関する研修に参加するほか、管轄区域内の関係機関を対象とした研修を開催するよう努める。

ウ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは県等が実施する災害医療に関する訓練へ参加するよう努める。

附 則

この指針は平成27年12月17日から施行する。

【安中地域災害医療対応マニュアル 改訂履歴】

年月日	改訂	改訂箇所	主な改訂内容
平成 31 年 4 月 1 日	初版		
令和 6 年 4 月 1 日	2 版	第 2 災害発生時の対応 2(8) 第 3 各機関の対応 第 4 様式集 第 6 資料編	・高崎・安中地域災害医療対策会議の開催方法について、詳細を記載 ・安中保健福祉事務所の動きについて、情報収集の方法に「メール」を追加 ・「高崎・安中地域災害医療対策会議次第」を様式 9 として追加 ・関係機関連絡先一覧、安中市指定避難所一覧を修正
令和 7 年 7 月 1 日	3 版	第 3 各機関の対応 第 6 資料編	・安中市医師会の動きについて、情報収集の方法に「安中市医師会災害対策 LINE 活用」を追加 ・各機関の発災時の対応開始について、「県又は市等から対応要請」に修正 ・安中市指定避難所一覧を修正

＜安中地域災害医療対応マニュアル策定参加機関等＞

安中市医師会

安中碓氷歯科医師会

安中市薬剤師会

群馬県看護協会安中地区支部

安中市柔道整復師会

公立碓氷病院

安中警察署

安中市

（独）国立病院機構高崎総合医療センター

（医）日高会日高病院

高崎市等広域消防局

群馬県高崎行政県税事務所

群馬県医務課

群馬県安中保健福祉事務所

【問合せ先】

（安中地域災害医療対応マニュアル事務局）

群馬県安中保健福祉事務所

０２７－３８１－０３４５